

ひだまり就労継続支援B型メンバーのみなさまへ

緊急事態宣言期間中の工賃最低保障について

社会福祉法人彩凜会
理事長 星座正俊

新型コロナウイルスの広がりについて、まだまだ先行きが分からない日々が続いています。ひだまりもまさに、「緊急事態」となっていて、いつも通りの活動を続けにくくなっており、これから作業も少なくなってくる可能性が高くなってきました。そこで、ひだまりでは、次のように工賃の最低保障を行います。

《工賃最低保障について》

- ◎ ひだまりB型に登録して、ここ数ヶ月最低月5日通っていたメンバーさんが対象です。
緊急事態宣言後に、利用を自粛している人も対象です。
また、これから休むという人も対象になります。
最低保障の対象は4月分・5月分の工賃となります。緊急事態宣言が延長された場合は、あらためてお知らせします。
- ◎ 最低保障金額は、ひとりひとり違います。
2019年12月～2020年3月の4ヶ月の中から工賃が高い3ヶ月の基本給・調整給から平均金額を出して、その「平均金額」の50%（半分）を、最低保障金額としてお渡しします。
最低保障の額については個別に確認してください。
作業を行った場合は、最低保障金額に加えて作業時間に応じた工賃を支給します。
ただし、この緊急事態宣言期間中について手当などは通常と違う形となります。
- ◎ 工賃は工賃支給日（5月8日予定）に支給する予定です。その時に緊急事態宣言が継続しており、お休みされている場合は訪問にて支払うことが可能です。
- ◎ 今はバリバリ作業することよりも、できるだけ「人と人が離れて活動する」ことが大切な時です。作業についても一部休止しながら活動を続けていくこととなります。
- ◎ 色んな不安がある中で通っている方も多いと思います。不安は皆さん共通ですが、みんなと一緒にバリバリ働く時が再び来ることをスタッフ一同願っています。
- ◎ 困りごとがあったら、遠慮なくスタッフに申し出てください。
- ◎ なお、この最低保障金額については星座が決めました。責任は星座が負います。